

意見の概要と県の考え方

番号	意見の概要	県の考え方
1	介護認定はないが家族の手助けなしには生活出来ない高齢者が、ショートステイ出来るような場を用意してほしい。	介護保険のサービスを利用するには要介護認定が必要となります。すぐにサービスを使わない場合でも、予め認定だけ受けておくことも可能ですので、ご利用ください。また、市町村においては、要介護認定を受けていない高齢者に対しても、様々なサービスを実施しておりますので、必要があれば市町村にご相談ください。
2	「在宅医療連携システム整備事業」の1か所あたりの基準額が少ない。	日常生活圏域（中学校区）1か所あたりの在宅医療連携システム導入に必要な費用を参考として基準額を算定しており、システム導入後は市町村が実施主体として市町村全域に広げていただくことを想定しています。
3	遠隔医療・介護のシステムを整備していただきたい。	遠隔医療については、国の通知「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」を踏まえ、実施可能な医療機関で医療施設等設備整備費補助金（遠隔医療設備整備事業）を活用し、整備が進められています。
4	実際に利用できるものにしてほしい。制約が多くて、絵に描いた餅では意味がない。 国会で約束されたように他への流用はやめ、消費税増税分を医療福祉の面で利用することを実行してほしい。	ご意見は計画策定の参考とさせていただきます。
5	「地域医療ネットワーク基盤整備事業」に薬局も加えてほしい。	「地域医療ネットワーク基盤整備事業」は、医療機関間で電子カルテなどの情報を相互参照し、機能分化と連携を推進させることをねらいとしております。 地域医療における薬剤師の役割につきまして、チーム医療の構成員として積極的な役割を果たせるよう、今後とも関係者の合意形成に努めてまいります。
6	「地域医療ネットワーク基盤整備事業」について、ネットワーク設備整備や電子カルテ設備整備及び更新に係る費用（リース契約による整備を含む）を対象としてほしい。	限られた財源の中で幅広く支援したいため、設備の整備や更新費用への助成は考えておりません。

番号	意見の概要	県の考え方
7	<p>「在宅医療連携システム整備事業」について、在宅患者情報を共有するシステムは、以下のことが必要不可欠である。</p> <p>①在宅患者情報を共有すべき多職種の情報連絡態勢（人・組織の繋がりが）が整備されること</p> <p>②情報連絡態勢の中で、実際に情報を交換・共有するツールとして、ICT（情報通信技術）を活用すること</p>	<p>「在宅医療連携システム整備事業」は、市町村や在宅医療関係者で構成されるシステム導入検討会を実施することを要件としており、顔の見える関係を作り上げた上で、患者情報を共有するためにICTを活用することとしています。</p>
8	<p>今後、具体的な進捗の都度、何らかの方法でその内容の周知・連絡を要望する。</p>	<p>今後も適切に情報提供を行いながら計画を策定してまいります。</p>
9	<p>「在宅医療連携システム整備事業」の事業者として想定されている市区町村との密接な連携（情報交換）の機会の設定等を要望する。</p>	<p>どのようなシステムを導入するかは、市町村や在宅医療関係者で構成されるシステム導入検討会で検討されることとなっております。</p>